

リビアにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	知的財産制度運用	時計協	(1)	商標権更新の不透明	・過去一度でも商標更新期限日までの6か月の間に更新されなかった商標は、その登録が全て取り消されるとの一方的な決定がリビア政府によってなされた。 (継続)	・自国の政情不安から当時の政府が更新期限後の更新手続きを認め、その手続きに基づいて更新された商標が存在したが、権利者には何ら落ち度がなく、左記政府決定を即刻撤回すべき。	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。